横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第28号

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

(横浜市地区センター条例の一部改正)

第 1 条 横浜市地区センター条例(昭和48年 6 月横浜市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「左欄に掲げる横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会」を「右欄に掲げる担任事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(同条例第12条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)」に改める。

別表第1の1の表中

横浜市北山田地区センター

を

横浜市北山田地区センター

横浜市都田地区センター

に改める。

別表第2の2中

横浜市新羽コミュニティハウス

横浜市新羽地域ケアプラザ

を

Γ

 横浜市都田地区センター
 横浜市都田地域ケアプラザ

 横浜市本郷地区センター
 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ

 横浜市新羽コミュニティハウス
 横浜市新羽地域ケアプラザ

に改める。

別表第3横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「(横浜市都田地区センターを除く。)」を加え、同表横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「(横浜市本郷地区センターを除く。)」を加える。

別表第4会議室の項中

Γ 150 平方メートルを超え Γ 200平方メートル以下 200 平方メートルを超え 150 平方メートルを超え を に、 200平方メートル以下 250 平方メートル以下 250 平方メートルを超え 300平方メートル以下 Γ 920 に改める。 920 を 1, 150 1,380 (横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正) 第2条 横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30 号) の一部を次のように改正する。 別表第1中 Γ 横浜市新栄地域ケアプラザ を \rfloor Γ 横浜市新栄地域ケアプラザ に、 横浜市都田地域ケアプラザ Γ 横浜市野七里地域ケアプラザ を 横浜市野七里地域ケアプラザ に改める。 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ 別表第3中 「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」を 「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ 横浜市都田地域ケアプラザ 「横浜市野七里地域ケアプラザ」を 「横浜市野七里地域ケアプラザ 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ」に改める。

別表第4に次のように加える。

横浜市都田地域ケアプラザ	横浜市都田地区センター
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ	横浜市本郷地区センター

別表第5横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の 項中「所在するプラザ」の次に「(横浜市都田地域ケアプラザを 除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

選定委員会

横浜市都田地域ケアプラザ及び横 | 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区セ 浜市都田地区センター指定管理者 │ ンターの指定管理者の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務

別表第5横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項 中「所在するプラザ」の次に「(横浜市本郷台駅前地域ケアプラ ザを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

管理者選定委員会

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷 及び横浜市本郷地区センター指定 地区センターの指定管理者の候補者の選定等につい ての調査審議に関する事務

別表第6中「(横浜市新山下地域ケアプラザ及び横浜市二ツ橋 地域ケアプラザを除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市 地区センター条例別表第1の1の表、別表第2の2及び別表第4 会 議 室 の 項 の 改 正 規 定 並 び に 第 2 条 中 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 別表第1、別表第3及び別表第4の改正規定は、規則で定める日 から施行する。

(準備行為)

- 2 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 規 定 に 基づく横浜市都田地区センターを供用するために必要な行為及び 横浜市本郷地区センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な 行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行 うことができる。
- 第 2 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 の 規 定 に基づく横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市本郷台駅前地域ケ アプラザを供用するために必要な行為は、附則第1項ただし書に 規定する規定の施行の日前においても行うことができる。